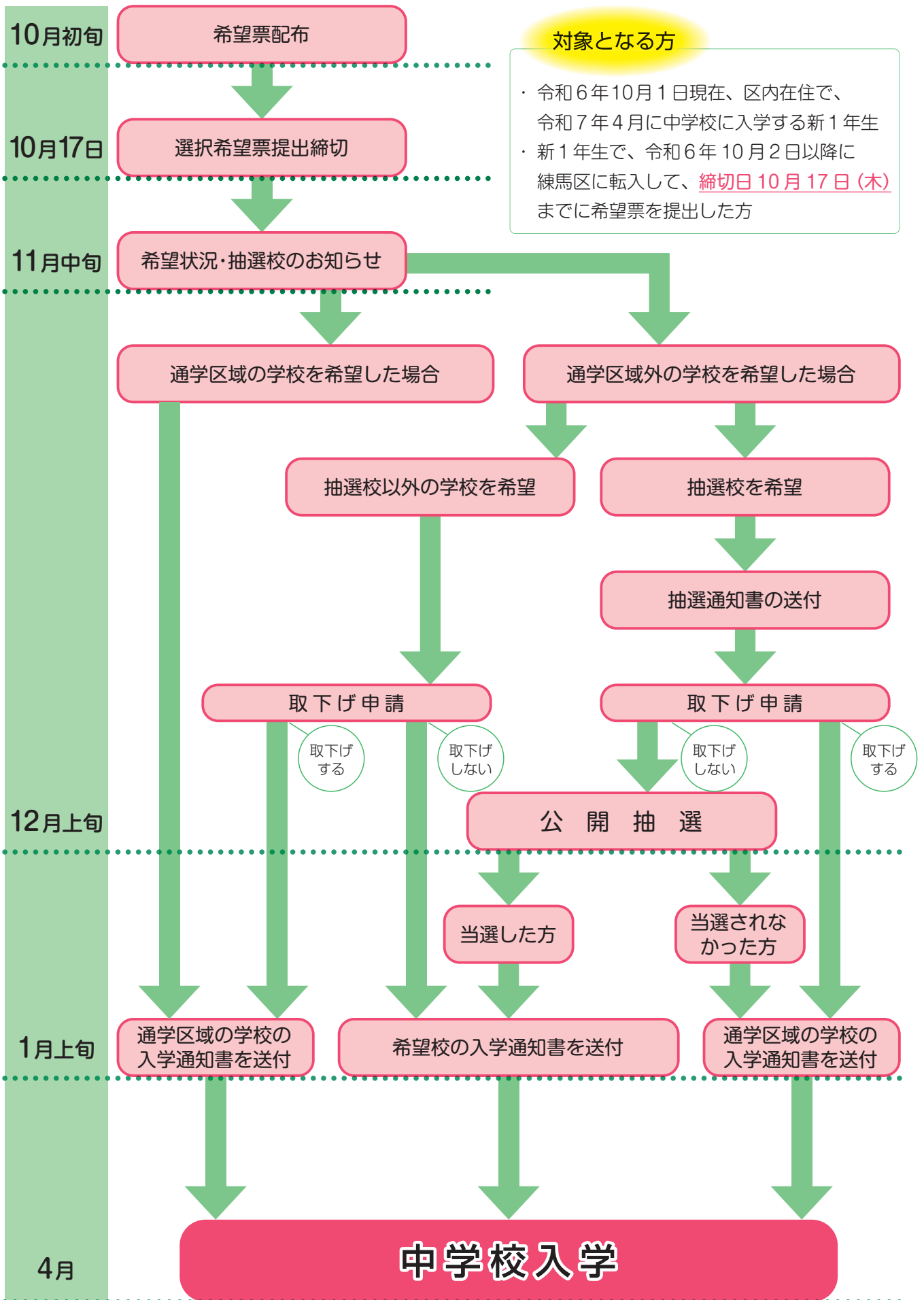


# 「学校選択制度」の流れ



## 選択希望票の配布と提出

- 令和6年10月初旬から対象者全員に希望票を配布します。  
区立小学校に通っている方には小学校を通じて配布します。  
区立以外の小学校に通っている方には郵送により配布します。
- 必要事項を記入して、提出してください。未記入や未提出の場合は、**通学区域の学校を指定します。**
- 選択希望票は、**令和6年10月17日（木）までに必ず提出してください。（厳守）**
- 区立小学校に在籍の方は、学校の指定する期日までに在籍小学校に提出してください。
- 区立以外の小学校に在籍の方は、10月17日（木）までに同封の返信用封筒で返送してください（厳守）。
- **区立中学校に進学する予定がない方も、全員が希望票を提出してください。**  
希望票は進学先把握のための重要な資料です。お手数ですが、国立・都立・私立中学校に進学する予定の方、区外に転出する予定の方も選択希望票を提出してください。

## 学校選択制度での学校選択

- 区立中学校33校から1校のみ選択できます。第2希望の制度はありません。
- 学校を選択できるのは新入学時の1度だけです。いつでも学校を選択できるわけではありません。

## 特別支援学校・特別支援学級へ 進学希望の方

- 特別支援学校・特別支援学級への進学が確実な方は、選択希望票にその旨をお書きください。
- 特別支援学校・特別支援学級への入学・入級相談中で、入学・入級が不確定な方は、通常級に進学すると仮定して希望する区立中学校を選択希望票にお書きください。

## 希望票集計結果の公表と 希望の取り下げについて

- 11月中旬に希望票の集計結果と抽選実施校に関する案内を配布します。  
区立小学校に通っている方には小学校を通じて配布します。  
区立以外の小学校に通っている方には郵送により配布します。
- 配布後、一週間程度の期間を設け、通学区域外の学校を希望した方について、希望の取下げ申請を受け付けます（希望校の抽選の有無は問いません）。**希望の取下げを行った場合は、通学区域の学校への入学となります。**
- 取下げ期間や方法等については、11月中旬に配布する希望票の集計結果と抽選実施校に関する案内と一緒にお知らせします。

## 受入れ可能人数と当選者数

- 各学校の受入れ可能人数枠は原則として40人（1学級）です。ただし、通学区域内の学齢者数等を考慮し、通学区域外からの受入れが難しい場合は、必要に応じて受入れ可能人数枠を制限します。
- 選択制度を利用された方のうち、国立・都立・私立中学校に進学する方もいます。そのため、各学校の受入れ人数枠に対し、あらかじめ当選者数を多く設定し、この数を上回る希望があった場合に抽選を行います。
- 令和7年度入学の受入れ人数の制限校と、受入れ可能人数・当選者数は次のとおりです。

受入れ可能人数	当選者数	該当校
40人	50人	下記以外の中学校
10人	15人	石神井西中学校、谷原中学校

## 抽選

- 通学区域外からの希望者が、上記の当選者数を超えた学校は公開抽選を行います。抽選は通学区域外から当該校を希望した方のみを対象として行います。
- 抽選対象の方には、郵送で案内を送付します。
- 抽選の結果は区ホームページで公開すると共に対象者に郵送で通知します。公開抽選の参加は任意で、不参加の不利益はありません。
- **希望校に来年度兄弟が在籍している児童は、予め抽選から除いて当選といたします。**

## 入学通知書の送付

- 入学する中学校の「入学通知書」を1月上旬に送付します。「入学通知書」は、入学式当日に学校に提出いただく大切な書類です。入学まで保管し、必ず中学校に提出してください。